

女川町民間賃貸住宅空室支援金

町への居住を希望する方の住居を安定的に確保するため、民間賃貸住宅（アパートや、戸建ての貸家など）を町内で営む方に対し、空室が生じた場合の家賃相当額について支援金を交付します。

1 対象要件など

次の（１）から（３）をすべて満たす場合、支援金の対象となります。

（１）対象となる民間賃貸住宅の定義

建築する民間賃貸住宅は、次のすべてに該当する必要があります。

- ① 2戸以上の一戸建て又は1棟あたり4戸以上の長屋もしくは共同住宅であるもの
- ② 敷地内に住戸1戸あたり1台以上の駐車場が確保されているもの
- ③ 各戸に専用の玄関、トイレ、浴室及び台所が設置されているもの
- ④ 組立式仮設建築物などの簡易なものでないもの
- ⑤ 上水道、公共下水道などに接続しているもの
- ⑥ 建築基準法その他関係法令の基準に適合しているもの

（２）対象者の要件

次のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 町内に民間賃貸住宅を建設し、所有者となる法人または個人であること。
- ② 市区町村民税の滞納がないこと。
- ③ 女川町暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

（３）支援の要件

次のすべてに該当する場合、対象となります。

- ① 新築（増築、改修したものと及び中古資材を使用したものは除く。）であること。
- ② 建築基準法第6条第1項に規定する建築確認の申請を要する建築物であること。
- ③ 竣工日の属する月の翌月から起算して5年を経過していないこと。
- ④ 支援対象者が法人の場合は、会社法第423条に規定する当該法人の役員等または当該法人の社員が入居しないこと。
- ⑤ 支援対象者が個人の場合は、当該個人または当該個人の3親等以内の親族が入居しないこと。
- ⑥ 他人に転貸することを目的に建設したものでないこと。
- ⑦ 保証会社による空室補填その他類するサービスを利用していないこと。

2 支援金額

1か月分の家賃合計額の80%の額から、入居者からの家賃収入を控除した額となります。

例) 8戸（一戸あたり家賃50,000円）のアパートで、4戸空室が生じた場合

320,000円（家賃合計額400,000円の80%）－200,000円（入居者からの収入）＝120,000円

ただし、上限額が80,000円（家賃合計額400,000円の20%）なので、1か月分の支援金額は80,000円となる。

※ 竣工月の翌月から起算して5年間が対象期間です。

※ 家賃合計額の20%が上限となります。

3 必要書類等

【A 交付認定申請時】 ※必ず建築工事の完了前に申請してください。

- ① 女川町民間賃貸住宅空室支援金交付認定申請書（様式第1号）
- ② 設計図書（位置図、配置図、平面図、立面図、建物全体、各戸の求積図等）
- ③ 各戸の家賃額が確認できる書類
- ④ 建築基準法第6条に規定する確認の申請書類または確認済証の写し
- ⑤ 認定申請者が個人の場合は、住民票、所得証明書及び市区町村民税の納税証明書
- ⑥ 認定申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書、直近の決算書類及び市区町村民税の納税証明書
- ⑦ 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ⑧ その他町長が必要と認める書類

【B 営業開始後】 ※認定内容に変更がある場合のみ申請してください。

女川町民間賃貸住宅空室支援金変更等承認申請書（様式第4号）

【C 交付申請時】 ※毎年7月、10月、翌1月、4月の各15日までに申請してください。

- ① 女川町民間賃貸住宅空室支援金交付申請書（様式第6号）
- ② 入居状況が確認できる書類（賃貸借契約書、退去届等）
- ③ 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- ④ 土地及び家屋の表示に関する登記事項証明書の写し
- ⑤ 建物、付帯設備等の完成写真（内部及び外部を撮影したもの）
- ⑥ 女川町民間賃貸住宅空室支援金請求書（様式第7号）
- ⑦ その他町長が必要と認める書類

4 申請の流れ

